

## 水力発電設備に係る点検結果の概要

### 1. 点検実施体制

「発電設備における法令手続きおよび検査・計測記録等適正化対策部会」の下に、社外専門家並びに法務部門、監査部門、設備部門の社員からなる「水力発電設備における法令手続きおよび検査・計測記録等適正化対策検討会」を置き、詳細な点検を実施した。点検にあたっては、社外の弁護士や専門家の指導・助言を得て客観性と透明性の確保に努めた。

### 2. 点検対象設備の概要

水力発電設備に係る点検対象設備の概要は表 - 1 のとおり。

表 - 1 点検対象設備

種類	発電所数	ユニット台数	総出力(kW)
揚水	9	30	6,808,000
一般水力	152	251	2,184,980
合計	161	281	8,992,980

### 3. 点検方法・範囲

データ改ざん、手続き不備の有無等を以下の方法で点検した。(点検範囲・点検数等を表 2-1~2-3 に示す。)

#### (1) 法定検査、定期報告に係るデータ改ざんに関する点検

データ改ざん有無の点検方法

- ・検査記録、定期報告記録と現存する社内記録の照合ならびに社内外の関係者への聞き取り調査から、データ改ざんの有無を点検した。

事実関係及び動機・背景の調査並びに原因の究明

- ・データ改ざんが確認された事案については、調査事項と関連する可能性のある書類の内容を精査するとともに、関係者に聞き取りを実施した。
- ・上記に基づき、事実関係及び動機・背景を特定し、原因を究明した。
- ・なお、事実関係の特定にあたっては、その妥当性について弁護士の評価を受けた。

データ改ざんに対する再発防止対策の検討・立案

- ・データ改ざんの発生原因を基に、再発防止のために改善すべき点を整理し、「意識」及び「仕組み」の両面から、特に水力発電所の管理に絞った具体的な再発防止対策を立案した。

#### (2) 手続き不備（電気事業法に係る無届工事）に関する点検

手続き不備の有無の点検方法

- ・現存する設備の過去の工事記録及び設備の諸元等を確認し、その当時発電所で実施した工事について、当時の電気事業法施行規則に照らし合わせ必要な手続きがとられているかについて点検した。

事実関係及び動機・背景の調査並びに原因の究明

- ・無届工事の実態について整理し、電気事業法上の届出に関する工事実施箇所の認識・問題点を抽出した。
- ・現行の工事実施業務フローを整理し、各業務フローにおける問題点を抽出するとともに、原因を分析した。

手続き不備に対する再発防止対策の検討・立案

- ・上記で分析した原因を踏まえ、再発防止のために改善すべき点を整理し、無届工事に関する具体的な再発防止対策を立案した。

#### (3) その他同様の問題に関する点検

水力発電所の維持・管理に携わる社員を対象に、各事業所でグループディスカッションを行い、電気事業法を含め法令に違反する又はそのおそれがある事案の有無について網羅的に調査を行った。

表 2-1 点検範囲

点検項目		点検範囲
(1)	法定検査、定期報告に係るデータ改ざん	【電気事業法の法定検査に係るもの】 ・使用前検査、使用前自主検査については電気事業法施行(昭和40年7月)以降、立入検査については至近のもの 【電気事業法の定期報告に係るもの】 ・定期報告(電気関係報告規則第二条) 【自治体等への報告に係るもの】 ・自治体、各種組合との協定、覚書等に基づく報告
(2)	手続きの不備 (電気事業法に係る無届工事)	電気事業法施行(昭和40年7月)以降の工事計画の届出・認可申請(現有設備を対象)
(3)	その他同様の問題	調査範囲や期間を限定せず網羅的に実施

表 2-2 法定検査・定期報告・手続き不備の点検数

法定検査	定期報告	手続き不備
使用前検査 ・117 発電所 251 件 使用前自主検査 ・4 発電所 5 件 立入検査 ・155 発電所	貯水池及び調整池堆砂状況報告 <sup>1</sup> ・対象：貯水池・調整池 26 箇所 ダム漏水状況報告 <sup>1</sup> ・対象：ダム 42 箇所 自治体等への定期報告 <sup>2</sup> ・対象：発電所 2 箇所	点検対象設備総数 ・4,653 設備 届出・認可申請が必要な工事件数 ・837 件

<sup>1</sup> 平成16年3月31日に定期報告が廃止。また、経済産業省より指示された計測記録の保存期限が10年のため、平成8年度～平成15年度の報告データを対象とした。

<sup>2</sup> 平成8年度～平成17年度の報告データを対象とした。

表 2-3 聞き取り調査の実施者数(延べ人数)

	改ざんの有無等の調査	事実関係の調査	合計
当社社員・OB及び出向者	5,125 名	300 名	5,425 名
協力会社・メーカー社員	388 名	68 名	456 名
合計	5,513 名	368 名	5,881 名

#### 4. 点検結果

##### (1) 法定検査、定期報告に係るデータ改ざんの有無に関する点検

点検の結果、確認されたデータ改ざんは13事案(表-3参照。法定検査に係るもの～、法定検査に係らないもの～)であり、平成19年3月1日の報告以降に確認された事案は無い。調査結果については、データ改ざんの事案ごとに、事象の重大さ等を考慮し、以下の評価区分により分類した。

- 評価区分A：法令遵守に問題があり、かつ保安規定に抵触するもの
- 評価区分B：法令遵守に問題があるか、または保安規定に抵触するもの
- 評価区分C：法令遵守、保安規定への影響は軽微であるが、広範囲にわたって行われていたもの
- 評価区分D：法令遵守、保安規定への影響が軽微なもの

表-3 データ改ざんに関する点検結果の概要

No.	発電所名	ダム名	概要	評価区分	備考
法定検査に係るもの	玉原発電所	玉原ダム	電事法使用承認のための立入検査に係るダム変形データ改ざん(河川法定期検査・定期報告含む)	D	平成19年1月24日 報告・公表済み
	葛野川発電所	葛野川ダム	電事法使用承認のための立入検査に係る水位等データ改ざん(河川法定期報告含む)	D	
	一ノ瀬発電所	丸沼貯水池	電事法立入検査に係る堆砂状況データ改ざん(河川法定期検査および電事法・河川法定期報告含む)	D	
	須田貝発電所	須田貝貯水池	電事法立入検査に係る堆砂状況データ改ざん(河川法定期検査および電事法・河川法定期報告含む)	D	
	塩原発電所	八汐調整池	電事法立入検査に係る堆砂状況データ改ざん(河川法定期検査および電事法・河川法定期報告含む)	D	
	葛野川発電所	上日川ダム 葛野川ダム	電事法使用承認のための立入検査に係る水位等データ改ざん(河川法定期報告含む)	D	
法定検査に係らないもの	今市発電所	栗山調整池	電事法・河川法定期報告および河川法定期検査に係る堆砂状況データ改ざん	D	平成19年1月24日 報告・公表済み
	切明発電所	渋沢ダム	電事法・河川法定期報告に係る水位データ改ざん	D	平成19年1月10日 報告・公表済み
	塩原発電所	八汐ダム 蛇尾川ダム	電事法・河川法定期報告に係る水位等データ改ざん	D	平成19年1月24日 平成19年2月14日 報告・公表済み
	中津川第二発電所	穴藤ダム	河川法定期報告に係る揚圧力データ改ざん	D	平成19年1月24日 報告・公表済み
	切明発電所	野反ダム	河川法定期検査および定期報告に係る変形データ改ざん	D	平成18年12月12日, 平成19年1月24日 報告・公表済み
	切明発電所	野反ダム	河川法定期検査および定期報告に係る放流管の鉄管厚データ改ざん	D	
氷川発電所	取水量	河川法定期報告に係る取水量データ改ざん	D	平成19年2月14日 報告・公表済み	

##### (2) 手続き不備に関する点検

今回の調査において、電気事業法の届出・認可申請が必要な工事837件のうち、46発電所において81件の無届工事が確認された。また、河川法に係る無届工事等も139発電所3,492件が確認された。

表-4 手続き不備の点検結果の概要

No.	発電所名他	概要	評価区分	備考
	こむかわだいさん 小武川第三発電所 かみくりさわがわ 上来沢川ダム	電気事業法施行規則別表第2で規定される工事の届出・申請ならびに、河川法第26条で規定される工事の申請を行わなかったもの。現在、発電所を停止し、技術基準の適合性について関係当局と協議中	B	平成18年12月20日 報告・公表済み
	45発電所 80件	電気事業法施行規則別表第2で規定される工事の届出・申請を行わなかったもの	D	平成18年12月20日 報告・公表済み
	139発電所 3,490件	河川法第26条、55条で規定される工事の申請を行わなかったもの	D	平成18年12月20日, 平成19年1月24日, 平成19年2月14日 報告・公表済み
	たいら 平発電所	河川法第23条又は同条に基づく許可に係る条件の更新を行わなかったもの	D	平成19年3月14日 報告・公表済み

#### 5. 原因究明と再発防止対策

##### (1) データ改ざんに関する原因究明と再発防止対策

原因究明(改善すべき点の整理)

今回の一連の点検において、データ改ざん等が行われていたことが明らかになった事案は、それぞれ事案の内容や経緯は異なるものの、これらを整理すると、改ざんが行われそれが継続した原因は以下の4点である。

- a. 改ざんの根本的原因が生じる背景
  - o 仕事のやり方がずさんであったこと
  - o ルールと実態の乖離を放置していたこと
  - o 運転開始期日の厳守、安定供給確保に対する重圧

- b . 改ざんを実行してしまう心理
  - o 行政に対して説明の必要のない「きれいな数字」で報告したいという心理
  - o 安全上問題がないから多少の数値操作は許されるとの心理
  - o ルールが実態に合っていないから守らなくても許されるとの心理
- c . 改ざんを実行できてしまう環境
  - o 閉鎖的な職場（内輪だけでの処理ができてしまう環境）
  - o チェック体制等の不備
- d . 改ざんが継続してしまう環境
  - o 委託会社に任せきりになっていたこと
  - o チェック体制等の不備

#### データ改ざんに関する再発防止対策

平成 14 年 8 月の原子力不祥事の公表以降、水力発電部門においては設備に関わる関係法令の抽出を行い、お客さまの視点に立った安全の再確認を実施するために、「公衆災害につながる事案」並びに「環境保全に影響を及ぼす事案」に焦点をあて、遵守すべき関係法令等に沿って点検を実施した。具体的には、「ダム警報装置や洪水吐ゲートの動作状況」「充電部との離隔距離」「安全柵の設置状況」等について点検を行い、必要に応じて対策を実施してきた。また、「水力発電所の一時的な認可出力超過に対するシステムでの上限値処理」「気象観測装置の検定の未実施」等の問題が抽出され、これまでに是正されている。

しかしながら、原子力部門で実施した検査記録と社内記録との整合や組織的な聞き取り調査等を実施しなかったため、過去のデータ改ざんが見過ごされたり、不適切な前例踏襲が行われてきた。このことは平成 15 年 3 月の「謙虚に学ぶ」「常に問い直す批判的な精神」等の取り組みが不十分であったと考えられる。

今後、本件のような事案を再発させないために、改善すべき点について、「意識」と「仕組み」の両面から、以下の具体的な対策を講じる。

- a . 意識面（しない風土）の対策
  - o 「企業倫理遵守に関する行動基準」の規定内容の充実
  - o 部門・職場の特性等を踏まえた企業倫理研修の充実
  - o 企業倫理遵守に関する宣誓書への署名
  - o 部門間、事業所間のより一層の人材交流の推進
  - o データの取扱いに関する心構えを認識させるための仕組みの構築
- b . 仕組み面（させない仕組み）の対策
  - o 第一線職場の設備や業務実態に適合した規程・マニュアルへの見直し
    - ・法令に基づく計測データについての検討、チェック
    - ・計測データに異常値が発生した場合の取扱いルールの明確化
    - ・計測データの取扱いに関する責任の明確化
    - ・各店所計測管理担当による計測業務、手続き等の相互チェック

- o 内部監査機能の強化・充実
- o 堆砂量算出に際しての取扱いの明確化
- c . 仕組み面（言い出す仕組み）の対策
  - o 業務の点検月間の設置等による業務の集中的見直しの実施
  - o 設備のトラブルや不具合を管理する仕組みの充実
  - o 業務プレッシャー等から第一線職場が抱える悩みを軽減するためのサポートの強化
    - ・ダム計測管理業務に関するサポート体制の充実
  - o 第一線職場支援のための法務・コンプライアンス機能の強化

#### (2) 手続き不備に関する原因究明と再発防止対策

手続き不備に関する原因究明（改善すべき点の整理）

今回の一連の点検において、電気事業法に係る無届工事が明らかになった事案について、工事実施担当箇所の責任者への聞き取り調査ならびに、工事業務フローを分析し、工事業務における問題点と発生原因について分析した。これらを整理した結果は以下のとおり。

- o 申請の要否・内容を、工事実施部署以外の部署がチェックする仕組みがなく、工事実施部署が都合の良い解釈をしていた。
- o 前例にならって仕事を行う、前例にないものは都合の良い解釈をするなど、業務運営面で安易な判断があった。
- o 判断に迷う場合に本店・店所の主管部門を交えて検討し、徹底して法令、ルールの解明を行い監督官庁への確認も含めて対処していくなど、社内で協調して仕事を進めていく仕組みが不足していた。
- o 関係法令や届出・申請業務に対する教育・研修が十分なされていなかった。

手続き不備に関する再発防止対策

今後、無届工事を防止していくために、以下の対策を講じる。

- a . 意識面（しない風土）の対策
  - o 設備に携わる社員を対象とした企業倫理研修の強化とそのための研修ツールの提供
- b . 仕組み面（させない仕組み）の対策
  - o 法令に基づく適正な工事計画の届出・申請の要否を、社内で確実にチェックできる仕組みの構築
  - o 申請要否について勝手な解釈をさせないルールの整備（申請の要否判断フローを明確化）
  - o 関連法令を習得していくための教育の実施
- c . 仕組み面（言い出す仕組み）の対策
  - o 法令・社内ルールに関する本店サポート体制の充実。

以 上

別表1. 水力発電設備におけるデータ改ざんおよび手続き不備事案の概要

(1) データ改ざん事案の概要

番号	発電所名 [所在県]	ダム名 [所在県]	データ項目	改ざんの時期・期間 [年度]	事実関係に関する調査結果(河川法に係る内容を含む)	問題点	評価区分
水	たんばら 玉原発電所 [群馬県]	たんばら 玉原ダム [群馬県]	ダム変形	(電事法) ・使用承認のための 立入検査 S58  (河川法) ・定期検査 S63,H3,6,9,12,17 ・定期報告 S58~H17	・検査資料を作成した際、ダム天端部分の変形データの内、上流側に変位したデータの1つが水位の関係等から説明のつきにくい動きを示したことから、上流側に変位したデータを下流側変位に改ざんし、検査に使用した。 ・ダムの計測結果より、ダムは安定した挙動を示しているとともに、巡視・点検結果においても異常は認められていないことから、安全性は確保できている。	・説明しにくいデータについて、技術的に解明し当局に説明するのではなく、安易に「安全性は問題ない」として、行政への説明、対応を回避したこと。 ・当社及び当社子会社のチェックが全く機能しなかったこと。	D
水	かずのがわ 葛野川発電所 [山梨県]	かずのがわ 葛野川ダム [山梨県]	ダム水位 揚圧力 漏水量 等	(電事法) ・使用承認のための 立入検査 H11  (河川法) ・定期報告 H10~H11	・平成10年6月からの初期湛水時、運転開始期日を守らなければならないという観点から、貯留制限期間(平成10年7月~8月)においても貯留を実施した。これがきっかけとなって、この貯留制限期間内の貯留が判明しないよう、水位データ、関連する揚圧力、漏水量を改ざんし、そのデータをもって通商産業省(当時)への使用承認申請(平成11年11月提出)を行った。 ・ダムの計測結果より、ダムは安定した挙動を示しているとともに、点検結果において特筆すべき劣化変状も認められないことから、安全性は確保できている。	・運転開始期日を守るという責任感社員として重要な価値観であるが、その価値観をルールの遵守よりも上位に置いたこと。 ・ダムの初期データは、ダムの安全性を評価するうえで極めて重要な位置づけであるという認識が不足していたこと。	D
水	いちのせ 一ノ瀬発電所 [群馬県]	まるぬま 丸沼ダム [群馬県]	堆砂	(電事法) ・立入検査 H16 ・定期報告 H1~H13  (河川法) ・定期検査 H6,9,12 ・定期報告 H1~H13	・平成元年以前の委託会社の測量方法がずさんであり、雪崩や崩落により一部の測量杭が埋没していた。そこで委託先を変更し測量環境を再整備のうえ測定したところ、それまでの測量値とは大きく違う値となったことから、平成元年度以降の定期報告を以前の値とつじつまが合うように改ざんした。(平成13年度まで継続して実測値にすり合わせた) ・平成16年度の立入検査において、その改ざんしたデータを使用した。 ・ダム直上流の堆砂がダム本体の安定性に及ぼす影響、末端部の堆砂が周辺の土地や構造物等に及ぼす影響、堆砂による濁水発生が周辺環境等に及ぼす影響がそれぞれ問題ないことから、安全性は確保できている。	・平成元年以前の測量方法がずさんであったが、当社の測量委託会社へのチェックが不足していたこと。なお、この点は、平成元年の基準点の再整備により解消され、現在もこの状態が維持されている。 ・正確に測量した結果、より実態に則した値となったが、その事実を当局に説明した上で是正しなかったこと。	D
水	すだがい 須田貝発電所 [群馬県]	すだがい 須田貝ダム [群馬県]	堆砂	(電事法) ・立入検査 H10 ・定期報告 S56~H15  (河川法) ・定期検査 H7,10,13,16 ・定期報告 S56~H17	・堆砂測量の全66測量断面のうちダム直上流1断面を測量するのに流木や網場(流木よけの網)があり測量が難しかったため、委託会社がこれを測量せず、根拠に乏しい推測値によりその部分の堆砂量を算出し、当社はそれに気がつかずそのまま当局へ報告していた。 ・平成10年度の立入検査においても、その堆砂量を報告していた。 ・ダム直上流の堆砂がダム本体の安定性に及ぼす影響、末端部の堆砂が周辺の土地や構造物等に及ぼす影響、堆砂による濁水発生が周辺環境等に及ぼす影響がそれぞれ問題ないことから、安全性は確保できている。	・当社及び当社子会社の測量委託会社へのチェックが全く機能しなかったこと。	D
水	しおぼら 塩原発電所 [栃木県]	やしお ハタダム [栃木県]	堆砂	(電事法) ・立入検査 H17 ・定期報告 H6~H15  (河川法) ・定期検査 H10,13,18 ・定期報告 H6~H17	・揚水式発電所の上部調整池であるため、河川からの土砂の流入がほとんどないと考え堆砂測定をしないまま堆砂量を「0」で報告。(平成6年度~平成13年度の定期報告) ・平成14年の原子力不祥事公表を契機に測量を開始したが、堆砂が計測されたことから、それまでの報告との整合を図るため、同支店の土木部門とも相談のうえ、「0」での報告を継続した。平成17年度の立入検査においても「0」と報告した。 ・ダム直上流の堆砂がダム本体の安定性に及ぼす影響、末端部の堆砂が周辺の土地や構造物等に及ぼす影響、堆砂による濁水発生が周辺環境等に及ぼす影響がそれぞれ問題ないことから、安全性は確保できている。	・不適切な前例を安易に踏襲してしまったこと。 ・測量が実施されていないことは書類で明らかであるにもかかわらず、内部監査等で見過ごされてきたこと。 ・平成14年度以降は測量を実施するものの、結果して改ざん行為を続けるという極めて不適切な判断を行ったこと。	D

番号	発電所名 [所在県]	ダム名 [所在県]	データ項目	改ざんの時期・期間 [年度]	事実関係に関する調査結果（河川法に係る内容を含む）	問題点	評価区分
水	かずのがわ 葛野川発電所 [山梨県]	かみひかわ 上日川ダム [山梨県]  かずのがわ 葛野川ダム [山梨県]	ダム水位等	(電事法) ・使用承認のための 立入検査 H11  (河川法) ・定期報告 H9～H11	<ul style="list-style-type: none"> <li>上日川ダムについては、水利使用規則に抵触する行為等（貯留できない時期に水を貯留する等）を建設省（当時。以下同じ）に隠すため、平成9年6月から平成11年7月までの水位データを断続的に改ざんした。</li> <li>葛野川ダムについては、初期湛水時、貯留制限期間内の貯留が判明しないよう平成10年6月～9月の水位データを改ざんし、そのつじつまを合わせるため漏水量等のデータも改ざんした。更にこれ以降、平成11年11月までの間においても、水利使用規則に抵触するおそれのある行為（超過していた貯留量を解消するため流入量以上の水を放流する等）を建設省に隠すため、水位とこれに関連した漏水量のデータを断続的に改ざんした。 この水位・漏水量データをもって、通商産業省（当時）への使用承認申請（平成11年11月提出）を行った。</li> <li>挙動評価結果より、ダムは安定した挙動を示しているとともに、点検結果において特筆すべき劣化変状も認められないことから、安全性は確保していると考えられる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>運転開始期日を守るという責任感は社員として重要な価値観であるが、その価値観をルールの遵守よりも上位に置いたこと。</li> <li>ダムの初期データは、その後の安全性を評価するうえで極めて重要な位置づけであるにもかかわらず、安易に改ざんしたこと。</li> <li>指摘を受けそうなデータについて、行政への説明を回避したいという考えから安易にデータを改ざんしたこと。</li> </ul>	D
水	いまいち 今市発電所 [栃木県]	くりやま 栗山ダム [栃木県]	堆砂	(電事法) ・定期報告 S63～H14  (河川法) ・定期検査 H6,8,10,13 ・定期報告 S63～H14	<ul style="list-style-type: none"> <li>揚水式発電所の上部調整池であるため、河川からの土砂の流入がほとんどないと考え堆砂測定をしないまま堆砂量を「0」で報告。（昭和63年度～平成13年度の定期報告）</li> <li>平成14年の原子力不祥事公表を契機に測量を開始し、平成15年以降は正しい報告を実施している。</li> <li>ダム直上流の堆砂がダム本体の安定性に及ぼす影響、末端部の堆砂が周辺の土地や構造物等に及ぼす影響、堆砂による濁水発生が周辺環境等に及ぼす影響がそれぞれ問題ないことから、安全性は確保できている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>上部ダムの堆砂量測定はしなくても同じと、ルールを勝手に運用してしまったこと。</li> <li>測量が実施されていないことは書類で明らかであるにもかかわらず、内部監査等で見過ごされてきたこと。</li> </ul>	D
水	きりあけ 切明発電所 [長野県]	しづきわ 渋沢ダム [長野県]	水位	(電事法) ・定期報告 H9	<ul style="list-style-type: none"> <li>春先の出水に対し、洪水吐きゲートが凍結により動作不能となり、ゲートからの放流ができず、ダムの水位が常時満水位を超えて越流した。これが河川法水利使用規則に基づくダム操作規程違反になると考え、ダム漏水状況報告に際して、水位を常時満水位未満に改ざんして報告した。</li> <li>水位上昇に対する安全性評価結果並びに点検結果より、安全性は確保できている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ダム操作規程に抵触するのではないかと疑念が生じた際に、安全性には問題ないという考えから、安易にデータを改ざんしたこと。</li> </ul>	D
水	しおばら 塩原発電所 [栃木県]	やしお 八汐ダム [栃木県]  きびがわ 蛇尾川ダム [栃木県]	水位 流入量 放流量	(電事法) ・定期報告 H6～H9  (河川法) ・定期報告 H6～H17	<ul style="list-style-type: none"> <li>塩原発電所の上部ダムである八汐ダムの調整池は湛水完了後も同種の調整池と比べ浸透流出量が多い状況が続いており、通常調整池の水位が最低水位を下回ることはないところ、水位が最低水位を下回る事態がたびたび発生していたため、電事法漏水状況報告において、最低水位を下回った場合は水位を一定に保持していたものとしてデータを改ざんして報告した。</li> <li>水利使用規則では湛水完了後の貯留はできないにも関わらず、実際には浸透流出が多く出水等の際に貯留していたため、河川法水利使用規則に基づく定期報告において、関係する八汐ダムおよび蛇尾川ダムの放流量、流入量データを改ざんして報告した。また、運転中止中の浸透流出や貯留による調整池の水位変動が判明しないよう水位データを改ざんして報告した。</li> <li>挙動評価結果、点検結果、検討結果より、ダムの挙動は安定しており、周辺地山への悪影響も認められないことから、安全性は確保できている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>データ改ざんについて、本店の担当部門の課長級社員まで承知のもと長年にわたり行われてきたこと。</li> <li>データ改ざんが行われた根本的な原因として、八汐調整池からの浸透流出が通常より多く、水利使用規則を厳守した発電所運用ができなかったこと。</li> </ul>	D
水	なかつがわ 中津川 だいに 第二発電所 [新潟県]	けつとう 穴藤ダム [新潟県]	揚圧力	(河川法) ・定期報告 H10～H11	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成10年の揚圧力の計測で、3計器（上流・中央・下流）のうち中央の計器が非常に小さい値を示したが、総合制御所のダム管理部は導管のつまりによるものと判断し、上流・下流の計器の値や過去の傾向から値を決め、報告した。</li> <li>導管のつまりを修理するまでの5回分の揚圧力報告値を改ざんした。</li> <li>挙動評価結果並びに点検結果より、安定した挙動を示しているとともに、特筆すべき劣化変状も認められないことから、安全性は確保できている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>計器の不具合による異常値であると判断したにもかかわらず、その原因考察に基づいた適切な措置をとらず、安易にデータを改ざんしたこと。</li> <li>計器の不具合を認識しながら直ちに修理しておらず、根本原因の除去を速やかに行わなかったこと。</li> </ul>	D

番号	発電所名 [所在県]	ダム名 [所在県]	データ項目	改ざんの時期・期間 [年度]	事実関係に関する調査結果(河川法に係る内容を含む)	問題点	評価区分
水	きりあけ 切明発電所 [長野県]	のぞり 野反ダム [群馬県]	ダム変形	(河川法) ・定期報告 H2 頃～H16	<ul style="list-style-type: none"> <li>・積雪の影響により変形計測の基準点が動いたことを契機に、誤差の大きかった測定点の変形計測値を改ざんして当局へ報告した。その後も、基準点の補修・移動や測定方法の変更等に伴い、計測値の変更が行われるようになり、改ざんが常態化した。(平成 2 年度頃～平成 14 年度)</li> <li>・平成 14 年の原子力不祥事公表を契機に改ざんをやめることとしたが、過去の経緯を含め当局に相談するという判断には至らず、平成 16 年度まで改ざんした値で報告を続けた。(平成 14 年度～平成 16 年度)</li> <li>・拳動評価結果並びに点検結果より、安定した挙動を示しているとともに、特筆すべき劣化変状も認められないことから、安全性は確保できている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政への報告に対して消極姿勢であったこと。</li> <li>・法令上の報告事項やデータの取扱いに対する認識が甘かったこと。</li> </ul>	D
水	きりあけ 切明発電所 [長野県]	のぞり 野反ダム [群馬県]	放流管の 鉄管厚	(河川法) ・定期報告 S59 頃～H14	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放流管の鉄管厚の現地での計測を行わず前回報告値と同程度の値で当局へ報告したり、計測はしたが前回の報告値を上回らない値に改ざんして当局へ報告していた。(遅くとも昭和 59 年度～平成 14 年度)</li> <li>・平成 14 年の原子力不祥事公表を契機に測定を開始し、平成 15 年度以降は正しい報告を実施。</li> <li>・鉄管厚測定結果から求められる応力は許容応力以下であり、点検結果からも特筆すべき変状は認められないことから、安全性は確保できている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政への報告に対して消極姿勢であったこと。</li> <li>・法令上の報告事項やデータの取扱いに対する認識が甘かったこと。</li> </ul>	D
水	ひかわ 水川発電所 [東京都]	-	取水量	(河川法) ・定期報告 H16～H17	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水利使用規則に基づく取水量報告において、平成 17 年に従来の出力換算法(発電出力から取水量を換算)から水位法(取水口水位を実測して取水量に換算)に変更したが、換算に用いる水位流量曲線が不完全な状況にある中で最大取水量を超える値が計測されたが、現地の実測で最大取水量以下であったこと等から、これを最大取水量に置き換えて報告した。</li> <li>・2 箇所<small>の</small>渓流取水口において断続的に最大取水量を上回る値が計測されたが、これを最大取水量に置き換えて報告した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当局への説明を回避したいという考えから安易にデータを改ざんしたこと。</li> </ul>	D

(2) 手続き不備事案の概要

番号	発電所名	事実関係に関する調査結果(河川法に係る内容を含む)	評価区分
水	こむかわだいさん 小武川第三発電所 かみくりきわがわ 上来沢川ダム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気事業法施行規則別表第 2 で規定される工事の届出・申請ならびに河川法第 26 条で規定される工事の申請を行わなかったもの。</li> <li>・従来の排砂設備は水平であり、土砂による入り口部およびトンネル内の閉塞の頻度が高かったことから、排砂機能の向上を図るため斜め構造に改修した。</li> <li>・現在、発電所を停止し、技術基準の適合性について関係当局と協議中。</li> </ul>	B
水	45 発電所 80 件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気事業法施行規則別表第 2 で規定される工事計画の届出・認可申請を行わなかったもの。</li> <li>発電所改造工事 2 件、水圧鉄管関係工事 33 件、ダム関係工事 24 件、非常用予備発電装置関係工事 12 件、貯水池・調整池関係工事 7 件、導水路関係工事 1 件、サージタンク関係工事 1 件</li> </ul>	D
水	139 発電所 3,490 件 ・主要設備に係る手続き不備：46 発電所 102 件 ・附帯設備に係る手続き不備：136 発電所 3,388 件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川法第 26 条、55 条で規定される工事の申請を行わなかったもの。</li> <li>【主要設備に関わるもの】 取水ダム設備、取水設備、ゲート設備、水路設備、発電設備、護岸</li> <li>【附帯設備に関わるもの】 ITV、看板、警報装置、水位計、除塵装置、建物、橋梁、手摺り、その他(照明、ケーブル、階段、ガードレール、ステップ等)</li> </ul>	D
水	たいら 平発電所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川法第 23 条又は同条に基づく許可に係る条件の更新を行わなかったもの。</li> <li>・平発電所(長野県、出力 15,600kW、許可使用水量 130.00m<sup>3</sup>/s)において、昭和 31 年 7 月当初、封水冷却( )等のための水利使用許可を得たものの、その後、期間更新手続きがなされず、昭和 34 年 3 月に失効。 ( )封水冷却：水車側から軸伝いに上側に漏れてきた水を封じ込め、回転部(水車軸)との摩擦で発生した熱を冷却する。</li> </ul>	D